## 運転免許証への旧姓併記について

令和元年12月1日から、御希望に応じて運転免許証に旧姓を併記できるようになります。

## お持ちの運転免許証に旧姓を併記する場合

下図のとおり、運転免許証裏面の備考欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。





## 新しい運転免許証の交付を受ける場合

下図のとおり、運転免許証表面の氏名欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。



再交付の場合は2,250円の 手数料がかかります。

再交付手続は運転免許 センターのみ受付ます。 []で囲まれている部分が、 旧姓を使用した氏名です。

備 考氏名	闌の括弧内	は旧姓を使用	した氏名	002	<b>委</b>
以下の部分を使用して	職器提供に関す	する意思を表示すること	ができます	(記入は自	由です。)
入する場合は、1から	3までのいずれ	かの番号を○で囲んでく	ください。		
入する場合は、1から 1. 私は、脳死後及び	3までのいずれ 心臓が停止した	かの番号を○で囲んでく 死後のいずれでも、移札	ください。 直のために随		
入する場合は、1から 1. 私は、脳死後及び 2. 私は、心臓が停止	3までのいずれ <u>心臓が停止した</u> した死後に殴り	かの番号を○で囲んでく	ください。 直のために随		
<ol> <li>大する場合は、1から</li> <li>私は、脳死後及びら</li> <li>私は、心臓が停止</li> <li>私は、心臓が停止</li> <li>私は、臓器を提供</li> <li>(1又は2を選んだ方で</li> </ol>	3までのいずれ: 心臓が停止した した死後に限り しません。 ・、提供したくな	かの番号を○で囲んでく 死後のいずれでも、移札 、移植のために臓器を扩 い臓器があれば、×を-	ください。 直のために を供します。	器を提供	
<ul><li>日入する場合は、1から</li><li>1. 私は、脳死後及び。</li><li>2. 私は、心臓が停止</li><li>3. 私は、臓器を提供</li><li>(1又は2を選んだ方で</li></ul>	3までのいずれ: 心臓が停止した した死後に限り しません。 ・、提供したくな	かの番号を○で囲んでく <u>死後のいずれでも、</u> 移札 、移植のために臓器を払	ください。 直のために を供します。	器を提供	
3入する場合は、1から 1. 私は、脳死後及び。 2. 私は、心臓が停止 3. 私は、臓器を提供 (1又は2を選んだ方で	3までのいずれ: 心臓が停止した した死後に限り しません。 ・、提供したくな	かの番号を○で囲んでく 死後のいずれでも、移札 、移植のために臓器を扩 い臓器があれば、×を-	ください。 直のために を供します。	器を提供	

- 以下のいずれかの書類をお持ちの上、お近くの運転免許センター等にお越しください。
  - 〇 旧氏欄に旧姓が記載された住民票
  - 〇 氏名欄に旧姓が併記された又は追記欄に旧姓が追記されたマイナンバーカード
- ※ 詳しくは、お近くの運転免許センターや警察署にお問い合わせください。 神奈川県警察